

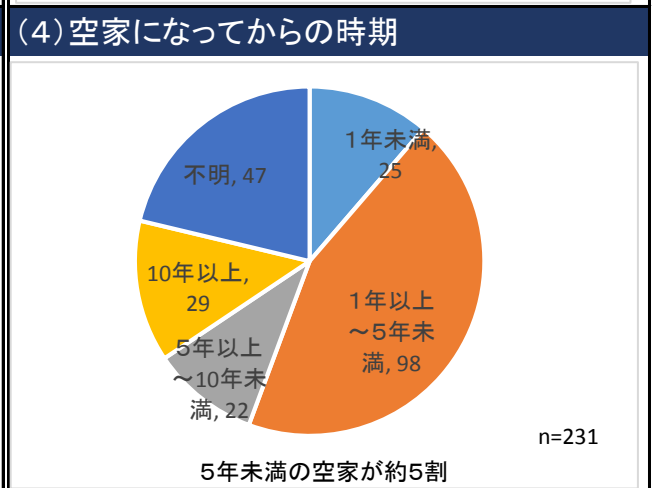
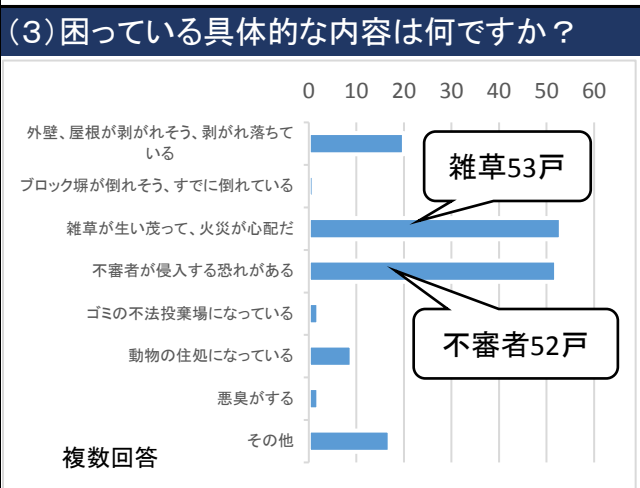
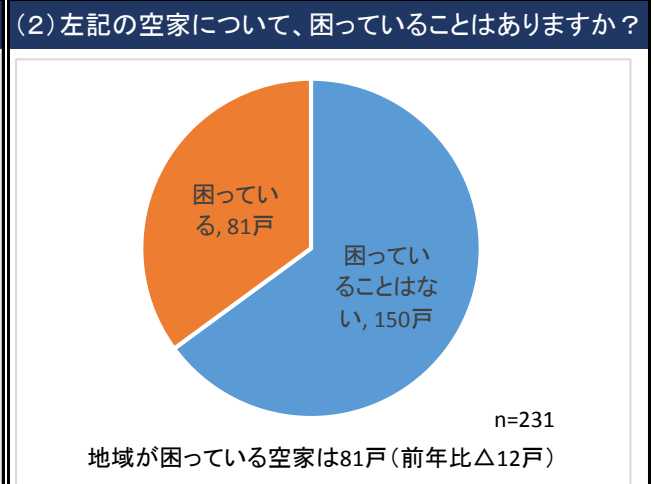
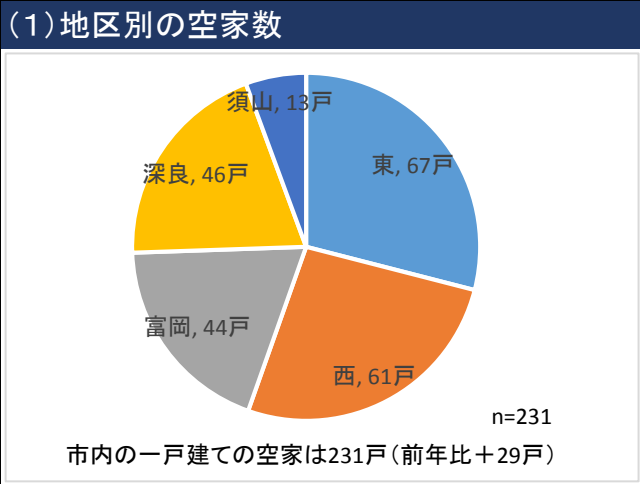
平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、適切な管理が行われていない「特定空家」に対して、行政の指導監督権限が強化されました。

そこで、先ずは、本市における空家の実態を把握する為、平成27年度より、市内すべての自治会の協力により、「**1年以上利用されていない、一戸建ての住宅**」についてアンケート調査を実施し、すべての区より回答を得ました。

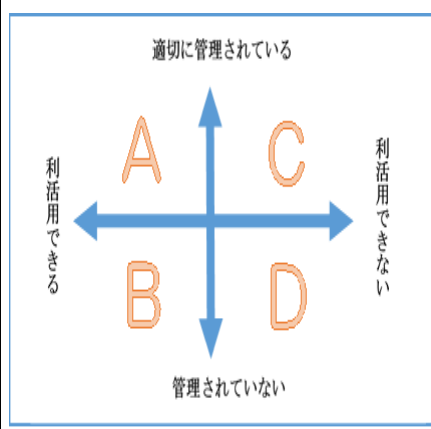
報告された空家のうち、「困っている」とされたものについては、職員が現地調査を行い、倒壊等の危険性があるものについては応急処置等の対応を求めました。空家の管理は所有者の責務であることから、引き続き、所有者等に対して適切な管理の啓発（ダイレクトメールや意向調査）をすすめてまいりますので、地域の皆様のご協力を宜しくお願い致します。

【調査概要】

- 調査対象：市内すべての自治会（管理者のある別荘地、社宅、公営住宅を除く、全77区）
- 実施期間：平成29年10月～12月（3ヵ月）
- 実施方法：区長連合総会で協力要請、10月に全区長へ調査依頼（回答率100%）。
- 調査対象：区内にある、おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての住宅（アパート等の共同住宅を除く。）



管理状況と活用見込みによる分類(市作成)



状況別空家分類 (H30.6.12現在)

単位：件

分類	市内地域区分					計		
	管理の視点	利活用の視点	東	西	富岡		深良	須山
A	○管理されている	○活用できる	51	45	32	36	8	172
B	×管理されていない	○活用できる	15	9	12	8	3	47
C	○管理されている	×活用できない	0	4	0	0	1	5
D	×管理されていない	×活用できない	1	3	0	2	1	7
地域別計			67	61	44	46	13	231

※平成29年度の自治会アンケート調査をもとに、地域で困っている空家については、まちづくり課職員による現地調査を踏まえ最終判定。

※C・Dランク（活用できないもの）は、建物等の損傷があり活用が難しい、特定空家となる可能性のある空家に位置づけられます。